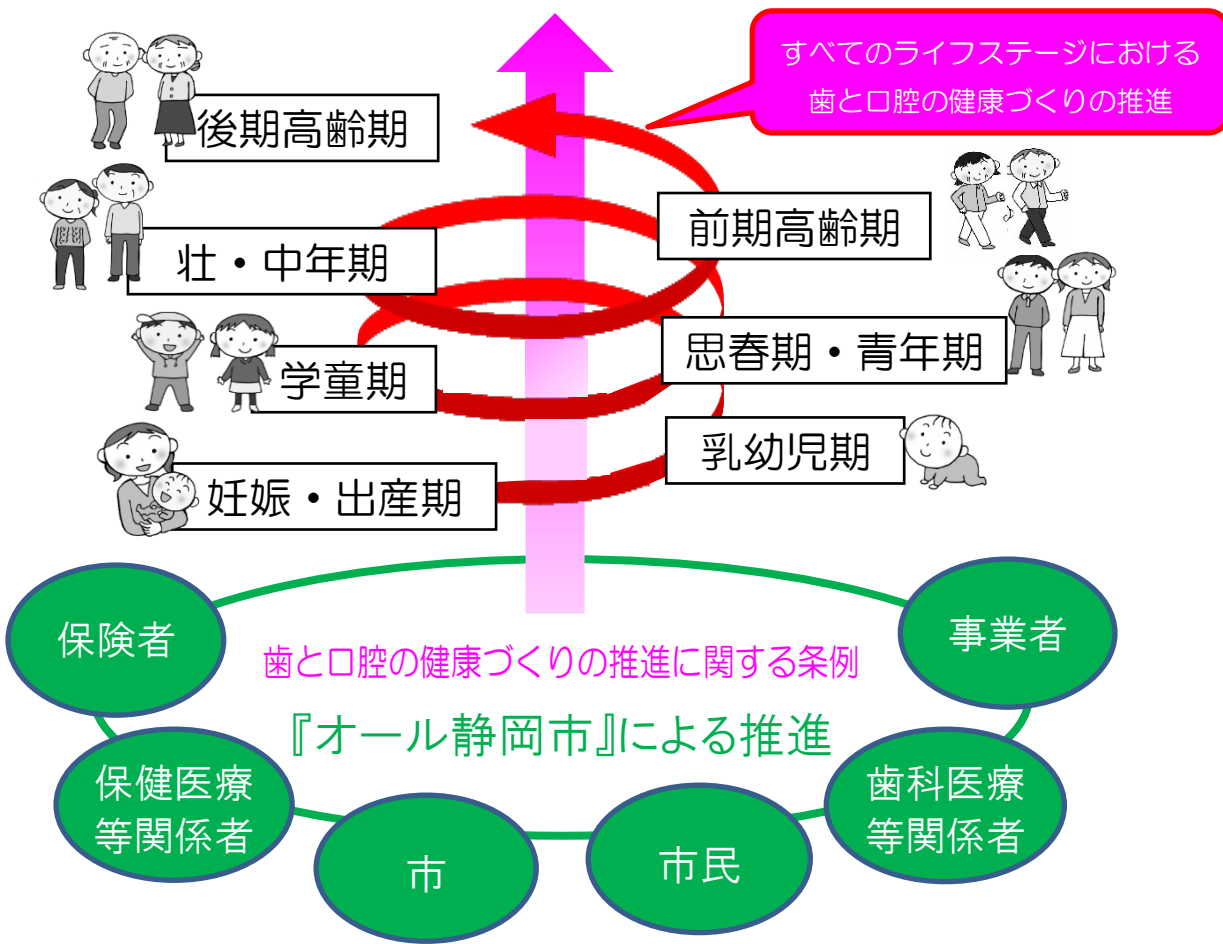


# 静岡市歯と口腔の健康づくりの推進に関する条例（平成31年4月1日施行）

「健康長寿世界一の都市」  
の実現



## 責務・役割

### 市民の役割

- 歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深める
- 生涯にわたり自ら積極的に歯科疾患予防に向けた取組を行う

### 保健医療等関係者の役割

- それぞれの業務における歯と口腔の健康づくりの推進
- 他の主体との緊密な連携

### 事業者の役割

- 雇用する労働者の歯と口腔の健康づくりの推進
- 被雇用者の定期的な歯科検診及び歯科保健指導を受けるための環境整備と配慮

### 保険者の役割

- 被保険者の歯科検診及び歯科保健指導を受ける機会の確保その他歯と口腔の健康づくりの推進

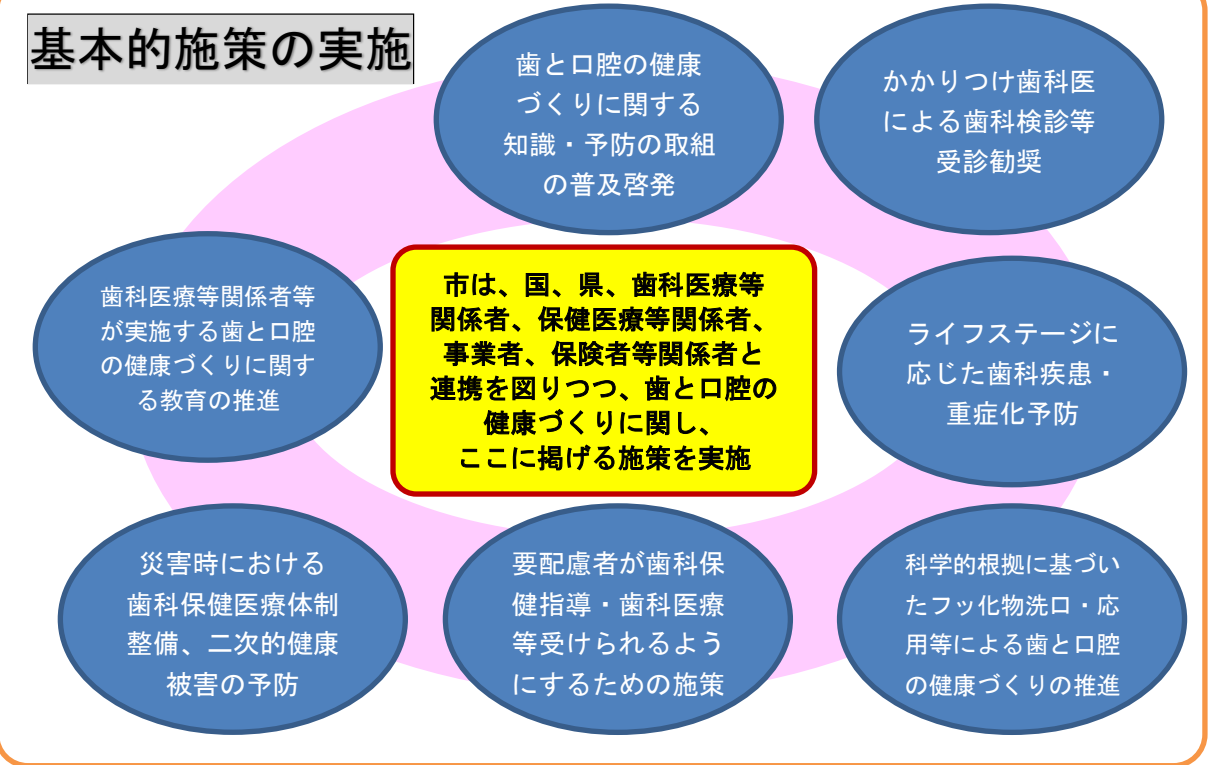
### 歯科医療等関係者の責務

- かかりつけ歯科医等として良質かつ適切な歯科医療等業務を行うほか、歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発等の実施
- 他の主体との緊密な連携及び協力

### 市の責務

- 基本理念にのっとった歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の総合的な策定及び実施
- 歯科医療等関係者及び保健医療等関係者との連携及び協力

## 基本的施策の実施



## 基本的施策を推進するための仕組みづくり

## 目的

- 全身の健康の保持・増進に重要な役割を果たす「歯と口腔の健康づくり」に関する基本理念を定める
- 市民、保健医療等関係者、事業者及び保険者の役割並びに歯科医療等関係者および市の責務を明らかにする
- 施策の基本となる事項を定め、総合的かつ効果的に推進し、市民の生涯にわたる健康の保持・増進に寄与する

## 基本理念

- 市民の自主的な歯科疾患予防に向けた取組、正しい知識獲得、早期発見・治療の促進
- 各々のライフステージにて、口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じた適切かつ効果的な歯と口腔の健康づくりの推進
- 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育等関連施策の有機的連携、関係者の協力を得た総合的な歯と口腔の健康づくりの推進

## 推進計画

- 歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するための計画
- 【推進計画で定める事項】
- 歯と口腔の健康づくり推進に関する目標・方針・方策等

## 推進会議

- 歯と口腔の健康づくり推進計画の策定及び変更に関すること
- 歯と口腔の健康づくりの推進に関する重要な事項に関すること

